

(仮称)宇都宮市新斎場整備・運営事業 実施方針 修正箇所一覧表

平成18年3月31日
宇 都 宮 市

ページ (修正後)	項目 (修正後)	修正前	修正後 下線部は修正箇所
2	1(1) ク 事業の範囲	斎場施設の整備に係る業務 ・ 斎場施設の設計業務 ・ 斎場施設の施工業務 ...	斎場施設の整備に係る業務 ・ 斎場施設の設計業務 ・ 斎場施設の施工業務 ・ <u>斎場施設の工事監理業務</u> ...
4	1(1) サ 事業に必要なとされる関連法令等	その他 ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針(平成12年) ・ 栃木県公害防止条例(平成16年) ・ 宇都宮市公共的施設整備マニュアル ほか	その他 ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針(平成12年) ・ <u>栃木県生活環境の保全等に関する条例</u> ・ 宇都宮市公共的施設整備マニュアル ・ <u>宇都宮市中高層建築物の建築に関する指導要綱</u> ほか
6~7	2(3) ア 応募者の構成	応募者は、本事業を実施する下記の企業(以下「構成員」という。)により構成されるグループ(以下「企業グループ」という。)とする。 火葬炉を除く斎場施設を設計する企業(以下「設計企業」という。) 火葬炉を除く斎場施設を施工する企業(以下「施工企業」という。) 火葬炉を設計,施工及び保守管理する企業(以下「火葬炉企業」という。)	応募者は、本事業を実施する下記の企業(以下「構成員」という。)により構成されるグループ(以下「企業グループ」という。)とする。 火葬炉を除く斎場施設を設計する企業(以下「設計企業」という。) 火葬炉を除く斎場施設を施工する企業(以下「施工企業」という。) <u>斎場施設の工事監理を行う企業(以下「工事監理企業」という。)</u> — 火葬炉を設計,施工及び保守管理する企業(以下「火葬炉企業」という。)

		また、応募者は、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。代表企業は、優先交渉権者が選定された場合に契約交渉の内容に関する決定権を有しており、かつ、ＳＰＣの筆頭株主となること、及びＳＰＣが発行する株式のうち過半数を保有することを必要とする。	また、応募者は、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。代表企業は、優先交渉権者が選定された場合に契約交渉の内容に関する決定権を有していることを必要とする。 <u>加えて、代表企業を含むＳＰＣの株主は、以下の条件を満たすことを必要とする。</u> <u>(ア)代表企業及び構成員である株主が、ＳＰＣの株主総会における全議決権の過半数を超える議決権を保有すること。</u> <u>(イ)代表企業の議決権保有割合が、全議決権の３分の１を超え、かつ出資者中最大であること。</u>
7	2(3) イ 構成員の変更	-	(追加) <u>応募者からの提案書の提出以降、構成員の変更は認めない。ただし、代表企業を除く構成員に変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討のうえ、変更を認めた場合はこの限りではない。</u> <u>なお、いかなる場合においても、代表企業の変更は認めない。</u> 以下、イ～キをウ～クに変更
7	2(3) ウ 基本的な参加資格要件	応募者は、以下の要件を満たすこと。 (ア)設計企業は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (イ)施工企業のうち、１者以上は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づく土木・建築一式工事及び機械器具設置工事につき、特定建設業の許可を得ていること。	応募者は、以下の要件を満たすこと。 (ア)設計企業は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (イ)施工企業のうち、１者以上は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づく土木・建築一式工事及び機械器具設置工事につき、特定建設業の許可を得ていること。 <u>(ウ)工事監理企業は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</u>

		応募者の全ての構成員は以下の要件を満たすこと。 (ア)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。 (イ)本市の指名停止措置を受けていない者であること。 (ウ)次の各法律の各規定による各申立てがなされていない者であること。 ・・・	応募者の全ての構成員は以下の要件を満たすこと。 (ア)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。 <u>(イ)宇都宮市入札参加資格有資格者名簿において、ア から に掲げる各企業の担当業務に対応した業種に関する登録がなされている者であること。</u> <u>(ウ)本市の指名停止措置を受けていない者であること。</u> <u>(エ)次の各法律の各規定による各申立てがなされていない者であること。</u> ・・・
9	2(3) カ 構成員の兼務等の禁止	・・・ なお、火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数グループに重複して参加する場合については、別途、要件を定めることを予定している。詳細は募集要項等公表時に示す。	・・・ なお、火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数グループに重複して参加する場合については、<u>別添資料1「火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件」に基づき、</u>要件を定めることを予定している。詳細は募集要項等公表時に示す。
11	2(4) イ 事業者選定基準を定めるにあたっての指標	コスト面 斎場施設の整備に係る建設費、運営維持管理委託費 運営及びサービス水準面 各施設の運営及び維持管理内容、並びに管理運営計画等 民間事業者の計画や事業に関する考え方等の実現可能性 土地利用、建築物のデザイン、植栽等修景施設の計画等 資金調達面、確実性及び安全性 民間事業者の財務状況、過去の実績等	コスト面 斎場施設の整備に係る建設費、運営維持管理委託費 運営及びサービス水準面 各施設の運営及び維持管理内容、並びに管理運営計画等 民間事業者の計画や事業に関する考え方等の実現可能性 土地利用、建築物のデザイン、植栽等修景施設の計画等 <u>事業実施体制</u> 民間事業者の財務状況、過去の<u>類似業務実績</u>等
12	3(1) ア 責任分担の考え方	・・・ 斎場施設等の設計、施工及び運営維持管理の責任は、原則としてSPCが負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。	・・・ 斎場施設等の<u>整備</u>及び運営維持管理の責任は、原則としてSPCが負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

12	3 (1) イ 想定される リスクと責任の 分担	市とＳＰＣのリスク分担は、原則として別添「想定されるリスク 分担表」によることとし、その分担の程度等の詳細については、事 業契約書において規定する。	市とＳＰＣのリスク分担は、原則として別添資料 2「想定される リスク分担表」によることとし、その分担の程度等の詳細について は、事業契約書において規定する。
12	3 (2) サービス対価の 支払い	市は、斎場施設の設計・施工に要する費用、並びに斎場施設等の 運営維持管理に要する費用を、事業契約書に定める方法によりＳＰ Ｃに支払う。 なお、サービス対価の算定及び支払方法については、募集要項等 公表時に示す。 斎場施設の設計及び施工に要する費用 斎場施設の設計及び施工に要する費用は、市が事業期間中に割賦 払いを行う。割賦代金は、斎場施設の設計・施工に要する費用を元 金とし、これに割賦金利を加算した総支払額とする。 ・・・	市は、斎場施設の整備に要する費用、並びに斎場施設等の運営維 持管理に要する費用を、事業契約書に定める方法によりＳＰＣに支 払う。 なお、サービス対価の算定及び支払方法については、募集要項等 公表時に示す。 斎場施設の整備に要する費用 斎場施設の整備に要する費用は、市が事業期間中に割賦払いを行 う。割賦代金は、斎場施設の整備に要する費用を元金とし、これに 割賦金利を加算した総支払額とする。 ・・・
13	3 (3) ウ サービス対 価の減額等	ＳＰＣが実施する斎場施設等の設計・施工及び運営維持管理につ いて、事業契約で定めた要求水準が維持されていないことが判明し た場合は、市は、サ - ビス対価の減額を行うとともに、ＳＰＣに対 して業務改善勧告を行い、業務改善計画の提出及び実施を求める。	ＳＰＣが実施する斎場施設等の整備及び運営維持管理について、 事業契約で定めた要求水準が維持されていないことが判明した場 合は、市は、サ - ビス対価の減額を行うとともに、ＳＰＣに対して 業務改善勧告を行い、業務改善計画の提出及び実施を求める。
19 ~ 20	別添資料 1	-	(追加) 別添資料 1 : 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参 加する場合の要件
21 ~ 22	別添資料 2	別添資料 : 想定されるリスク分担表	別添資料 2 : 想定されるリスク分担表
		施工監理	工事監理
		民間事業者による施工監理に関するリスク	民間事業者による工事監理に関するリスク